

もりまち桜まつり一般出店規約

出店条件

- (1) 出店者は応募時点で年齢が満 20 才以上であること。

免責

- (1) 出店者は出店及び販売行為に関して発生した事故や苦情に対して全ての賠償責任を負います。
- (2) 装飾や看板の設置などは、出店者の管理責任のもと細心の注意を払いを行うこと。第三者に被害があった場合、主催者は一切の責任を負いません。

イベントへの申込み

- (1) 申込み内容を元に選考します。申込みされた全ての方に必ずしも参加いただけるものではございません。
- (2) 森観光協会が作成したお申込書の提出を義務とします。
- (3) フリーマーケットではございませんので、家庭の不要物などの販売は出来ません。
- (4) 自主的な活動をする個人、グループ、団体単位での申込みが可能です。

搬入搬出

- (1) 搬入搬出作業は、各自、責任下でおこなってください。荷運び等のお手伝いスタッフはありません。
- (2) 搬入後は、お車を指定の駐車場にご移動ください。

備品について

- (1) 簡易テント、テーブル、パイプイスについては貸し出しが可能ですが、数に限りがありますのでご注意ください。
- (2) 貸し出しについてはその日その日で片付けをお願いします。
- (3) 電力につきましては各自ご準備ください。

出店料について

- (1) 出店料の支払い方法は当日、案内所にて現金でお支払いとします。
- (2) 出店許可通知以降は、出店キャンセルをお申し出されても、出店料の支払い義務が生じますことをご了承ください。その際はご請求書を送付いたします。
- (3) 出店料は会場使用料、許可使用料など、運営費全般に充てられます。そのため如何なる理由であっても返金に対応できません。